



2026年5月22日

各位

会社名 S A A F ホールディングス株式会社
代表者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸
(コード：1447、東証グロース)
問合先 上席執行役員 経営管理本部長 宗宮 伸英
(電話番号：03 - 6770 - 9970)

(開示事項の経過) 当社取締役による地位確認仮処分の申立て
および当社による地位確認仮処分の申立ての取下げに関するお知らせ

当社は、2026年5月12日付適時開示「臨時株主総会決議ご通知および当社の対応に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、2026年5月12日に開催された、株主である前俊守氏（以下「前氏」といいます。）の招集に係る当社臨時株主総会における7名の新取締役候補者（以下「前氏提案取締役候補者」といいます。）の選任決議（以下「前氏他選任決議」といいます。）が法令および定款に違反し、不存在または無効であるものとして、2026年5月12日に、東京地方裁判所に対して、前氏提案取締役候補者が当社の取締役および代表取締役の地位にないことの仮処分の申立て（以下「旧申立て」といいます。）を行いました。

その後、当社は、前氏他選任決議について定款に違反する違法な決議であるとの主張方針は維持しつつ、決議が取り消されるべきものであるとの主張を加えたほうがよいものと判断いたしました。そして、決議取消しの訴え（本案）の原告が会社ではなく取締役等であるため、仮処分においても、取締役等を申立人とすべきであることから、当社取締役である左奈田直幸を申立人として、2026年5月21日に、東京地方裁判所に対して、当社および前氏提案取締役候補者を債務者とする、前氏提案取締役候補者が当社の取締役および代表取締役の地位にないことの仮処分の申立て（以下「当社取締役申立て」といいます。）を行いましたので、お知らせいたします。当社取締役申立てに関して、今後開示すべき事項があれば速やかに適時開示いたします。また、当社取締役申立てに伴い、旧申立てを取り下げいたしました。

なお、当社監査役は、2026年5月12日に、東京地方裁判所に対して、前氏提案取締役候補者が当社の取締役および代表取締役の地位にないことの仮処分の申立てを行いました。当社取締役申立てと同様の内容となることから、2026年5月20日に当該申立てを取り下げいたしましたので、お知らせいたします。

前述のとおり、当社としては、前氏他選任決議が定款に違反する違法な決議であるとの主張方針に変更はございません。その一方で、本件に係る取締役の地位については、現在係争中であり、最終的な判断は裁判所においてなされる予定です。

当社は、引き続き、法令および定款等に基づき、企業価値の向上および株主の共同利益の実現のため、適正な職務執行をしております。

株主の皆様には、ご心配とご不便をおかけしており、誠に申し訳ございませんが、何卒ご支援の程、お願い申し上げます。

以上